



熊本一規氏

一部放棄 漁業権消滅せず

識者評論

熊本一規 明治学院大学教授

共同漁業権の一部放棄に
ついて、水産庁が長年、漁
協総会の決議で漁業権は當
然に変更されるものではな
いし、権利の変更には知事
の変更免許を受けなければ
ならないとしてきたことに
疑問の余地はない。

日の水産庁長官通知は、従
来の見解を覆し、「漁協總
会における一部放棄決議が
なされた場合、漁場区域の
一部における漁業権は、變
更免許を受けなくても消滅
する」とした。この見解の
変更について水産庁は、沖
縄県からの度重なる照会に
対し、回答を避け続けてお
り、説得力ある根拠は何ら
示していない。

水産庁は5月25日付の回
答で、「漁業法上、漁業権
の『放棄』と『変更』は明
確に書き分けられている」
とするが、漁業法上の「放
棄」はすべて「全面放棄」
を意味するから、両者が書
き分けられているのは当然
だ。また「一部放棄」と「變
更」が異なることは漁協合
併促進法第3条第1項第6
号の条文からも明らかであ
る」とする。条文では、共

関する事項を定めるものと
する」と規定しているが、
ここで言う「一部を放棄」
とは、合併前の各漁協が免
許を受けていた複数の共同
一部放棄」を決議したとこ
ろで漁業権の内容が変わ
ることがないのは、それと同
じである。免許を受けた者
の意思決定で、権利の内容
が変わることはない。

(漁業法)

者が「原付き運転の権利の
放棄」を決めたところで運
転免許の内容が変わること
はない。漁協が「漁業権の
一部放棄」を決議したとこ
ろで漁業権の内容が変わ
ることがないのは、それと同
じである。免許を受けた者
の意思決定で、権利の内容
が変わることはない。